

富士市事前都市復興計画策定に係る「第5回市民懇話会」 議事録

■開催日等

- ・日時：平成27年10月30日（金） 15：00～16：30
- ・場所：富士市役所 9階 第二委員会室

■出席者

- ・学識経験者 池田 浩敬 (常葉大学 社会環境学部 教授)
 - ・各種関係団体の代表者 清水 和広 (富士商工会議所 事務局長)
 - ・ " 松野 俊一 (富士市町内会連合会 副会長)
 - ・ " 池野 裕介 (静岡県土地家屋調査士会富士支部 理事)
 - ・ " 遠藤 典生 (富士市建設業組合 副組合長)
 - ・ " 渡邊 雅子 (富士市地域防災指導員会 副会長)
 - ・ " 竹村 健二 (富士市NPO協議会 監事)
 - ・ " 赤堀 美枝子 (女性ネットワーク富士 副会長)
 - ・市民代表者 齊藤 貴宣 (市民公募)
 - ・ " 眞山 美知代 (市民公募)
 - ・関係行政機関の職員 日野原 武 (静岡県都市計画課都市計画班 主査)
 - ・ " 黒田 健嗣 (静岡県危機政策課危機専門監)
- ※静岡県はオブザーバーとしての参画

■欠席者

- ・各種関係団体の代表者 杉山 るみ (富士市建築士会 会長)

■事務局

- ・都市整備部都市計画課 渡辺課長、鈴木統括主幹、野毛主幹、道倉上席主事
- ・総務部防災危機管理課 佐野統括主幹、市川主査
- ・昭和株式会社 都市調査室 上坂、石田
静岡支社 岡井

■次第

- 1 開会
- 2 協議事項
 - ・富士市事前都市復興計画パブリックコメント（案）について
- 3 報告事項
 - ・富士駅北口周辺地区復興まちづくり訓練の実施結果について
 - ・今後のスケジュールについて
- 4 閉会

■配布資料

- ・次第
- ・委員名簿
- ・富士市事前都市復興計画（案）
- ・富士市事前都市復興計画（案） 概要版
- ・富士駅北口周辺地区復興まちづくり訓練 実施記録
- ・富士市事前都市復興計画策定に係る今後のスケジュール

■議事録

1 開会

都市計画課 鈴木統括主幹

みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今より富士市事前都市復興計画策定に係る第5回市民懇話会を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただき有難うございます。

本会議の事務局を務めます、都市計画課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、資料の確認をお願いいたします。事前に配布しております、次第、委員一覧、富士市事前都市復興計画（案）、それから、本日お配りしております、富士市事前都市復興計画（案）概要版、富士駅北口周辺地区復興まちづくり訓練実施記録、今後のスケジュールでございます。不足のある方がいらっしゃいましたら、挙手にてお知らせください。

2 協議事項

都市計画課 鈴木統括主幹

それでは、次第に沿いまして、ここからは議事に入りますので、座長の池田先生に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

座長（池田委員）

みなさん、こんにちは。この市民懇話会もいよいよ大詰めに入ってきました。本日は、みなさんにご議論いただいた結果を踏まえた、富士市事前都市復興計画（案）を出させていただき、ここで議論いただいた内容をふまえてパブリックコメントにかけ、結果を整理・反映することになると思います。本年度の懇話会は今回とあと1回となります。かなり煮詰まってきたいて、復興まちづくり訓練の方も、4回全てが終了しましたので、本日報告いたします。大詰めに入ってきていますので、ここだけは直した方が良くとか、そういったご意見がありましたらいただきたいと思います。それでは、次第に沿って進行させていただきます。「富士市事前都市復興計画パブリックコメント（案）について」事務局より説明をお願い致します。

・富士市事前都市復興計画パブリックコメント（案）について

都市計画課 道倉上席主事

事務局を務めます、都市計画課の道倉と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、富士市事前都市復興計画パブリックコメント案についてご説明いたします。

パブリックコメントにつきましては、事前にお渡ししておりますA4冊子で、表題が「富士市事前都市復興計画（案）」と記載しております資料と、本日お配りしておりますA3ゼット折りの概要版の2点を使用しますが、説明につきましては、A4冊子の本編についてご説明させていただきますので、ご用意をお願いいたします。

なお、時間の都合上、前回6月に開催しました市民懇話会から修正した箇所を中心に説明させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。ここからは座って失礼いたします。

それでは資料をめくっていただきまして、目次等はとばしていただき、「I はじめに」でございます。

「はじめに」につきましては、前回復興ビジョン編に記載していたものを取り出して、本計画の概要と構成について記載しております。

5ページをご覧ください。

事前都市復興計画の構成でございますが、前回までは「復興ビジョン編」「復興プロセス編」「復興マニュアル編」の3編で構成するとしておりましたが、「マニュアル編」につきましては、「富士市事前都市復興計画行動マニュアル」として、本計画からは切り離し、本計画は「復興ビジョン編」と「復興プロセス編」の2編で構成するとしています。

これは、市民の方等に知っていただきたい行政の動きや支援策については、復興プロセス編に反映しており、マニュアルにつきましては、それ以外の細かい行政職員の手続等を定めるものであるため、市民のみなさまにわざわざご意見をいただくものではないことや、また、組織の改正や関連計画の修正、更には後ほど説明いたしますが、全庁訓練の実施等により、ビジョン編やプロセス編と比べても、適宜修正する可能性が高いことなどから、切り離すこととしました。

1枚めくっていただき、ここからが復興ビジョン編でございます。

7ページをご覧ください。

復興ビジョン編の概要として、「復興ビジョン編とは」と「復興ビジョン編の構成」について、新たに追加しています。

次ページ以降の「富士市の現状等」と「復興まちづくりの課題」については、大きな変更はありません。少し飛んでいただき、24、25ページをご覧ください。

復興まちづくりの基本理念でございますが、基本理念や視点等を特に大きな変更等はしておりませんが、25ページに「復興後のまちのイメージ」として基本理念の「災害発生後も住み続けたいと思えるまち」とはどのようなものかという説明を追加して

おります。

イラストは現在作成中ですが、「災害発生後も住み続けたいと思えるまち」とは、再び同じ被害に遭わないよう災害に強く、住む場所や働く場所が確保され、市民が安心して生活できるまちです。

本市では4次想定被害が発生した場合でも拠点等におきましては、土地利用に大きな影響を及ぼす津波や液状化の被害が想定されていないことから、復興まちづくりで目指す将来都市構造は、上位計画である「都市マス」を踏襲するとしています。

なお、想定を大幅に超える被害が発生した場合は、もちろんその限りではありません。そういったことをここで説明しております。

26 ページをご覧ください。

「復興まちづくりの目標及び基本方針」の(1)市街地の復興です。目標と基本方針は特に変更ありませんが、27 ページから復興地区区分の説明を追加しております。また、28 ページの下段から29 ページにかけて、復興地区区分の設定イメージを追加しております。この内容につきましては、第3回市民懇話会において、参考資料としてお示ししたものを簡略化したものでございます。各評価につきましては、第3回市民懇話会では、市街地復興の重要度を評価しておりましたが、市街地復興に係る行政の関与という評価に変更しております。

なお、復興地区区分の設定につきましては、エリアによる評価、拠点による評価に実際の被害状況を重ね合わせて評価し設定する、としております。

30 ページをご覧ください。

(2)住環境の復興についてですが、基本方針の方針5につきまして、生活道路の記述を追加しております。こちらは、前回の市民懇話会での意見を反映したものです。

32 ページの(3)産業の復興と34 ページの(4)復興の体制等は特に変更はありません。

35 ページをご覧ください。

復興の体制等の最後に地域の復興まちづくりについてという内容を記載しております。これは、復興ビジョン編は本市全域に係るビジョンですが、復興まちづくりを迅速かつ着実に進めていくためには地域特性等に応じた各地域の復興まちづくり等の目標や方針等が必要となります。

なお、この後の復興プロセス編で詳しく記載しておりますが、地域の復興まちづくりの推進には復興まちづくり訓練等を通じて、市民・事業者・行政・専門家等の連携が必要となる、と記載しています。

ここまでが復興ビジョン編の修正した箇所でございます。

ページをめくっていただき、「Ⅲ復興プロセス編」でございます。

なお復興プロセス編につきましては、前回から大きく変更しておりますので、少し丁寧にご説明させていただきます。

37 ページをご覧ください。

復興プロセス編の概要でございます。(2) 復興プロセス編の構成としては、復興プロセス編の概要、復興まちづくりの流れ、復興まちづくり体制、分野別の復興プロセス、復興まちづくりへの意識向上の取組としています。

38 ページをご覧ください。

震災の教訓を活かすということで、こちらは前回も示したものです。

39 ページをご覧ください。

復興まちづくりのながれの(1) 復興まちづくりのステップですが、内容は特に変更していませんが、各ステップの名称を変更しております。

発災から概ね2ヶ月までを応急期から緊急対応期に、2ヶ月～6ヶ月を復旧期から応急復旧期に、6ヶ月～2年までを復興期から復興始動期に、2年以降は前回と同様、本格復興期としています。

40 ページをご覧ください。復興までの一般的な経過は大きな変更はしていません。

41 ページをご覧ください。

「3 復興まちづくりの体制」でございます。

前は市民・事業者・行政の役割として、各々の役割を細かく記載しておりましたが、今回からは分野別の復興プロセスにおいて、それに該当する項目を記載しておりますので、ここでは自助・共助・公助の復興活動や担い手・連携や協働による復興まちづくり体制について記載しております。

内容については前回の復興プロセス編に記載した内容とほぼ同じですが、41 ページの中段に自助・共助・公助の担い手を新たに追加しています。

42 ページをご覧ください。

(2) 協働による復興まちづくり体制について、ここでは協働による復興まちづくりの体制づくりや活動内容等について、示しています。

まず、復興まちづくりの体制づくりですが、地域が一体となった復興まちづくりを進めるためには、地域住民の復興への意欲と合意形成が不可欠であり、「復興まちづくり協議会」等の組織が重要となります。

組織の設立や運営については地域住民だけでは困難なため、体系図で示してありますとおり、行政が職員の派遣や活動場所の提供等を行い、設置・運営等を支援するとともに、学識者やNPOといった中間支援組織の参画が必要となります。

また、復興地区区分に応じた復興まちづくり組織の設立支援として、復興重点地区については被害が大きな地域で一体的な整備を推進する地域であるため、復興まちづくり協議会等の組織が必要であり、地域住民の発意がない場合でも積極的に行政が組織の設立を推進するとしています。

一方復興推進地区、復興促進地区については、やはり一体的なまちづくりは必要ですが、平常時のまちづくりと同様にまちづくりの主体はあくまで地域となりますので、地域住民等による組織設立の発意があった場合について、行政は支援するとしています。

43 ページの復興まちづくり組織案については、前回と同様ですので省略いたします。

44 ページをご覧ください。

既存のまちづくり組織等の活用について、前回は「地域の強みを活かす」として、地区まちづくり協議会の記載がありましたが、まちづくり協議会については、概ね小学校区を対象とする全26地区に設置されているのですが、活動状況等については温度差等があることから、今回記載を変更し、各地区の防災対策等の意見交換の場として設置されている地区防災会議について記載しています。

45 ページをご覧ください。

分野別の復興プロセスでございます。前回は市民等の動きと行政等の動きの項目を記載した後、市民等の動きについて細かくステップ0から123という形で記載しておりました。懇話会でもご指摘いただきましたとおり、各項目の市民・事業者・地域・行政のそれぞれの関連性が分かりにくいとの意見もありましたので、今回は、それぞれの項目について、市民・事業者のうごき、地域等のうごき、市民・事業者が知っておくべき行政のうごき・支援策等について記載し、関連が分かるようにしてあります。

なお、分野別の復興プロセスは前回と同様に5つの分野から示しており、例えば、市街地の復興については、被害の確認から市街地再開発事業等の面的整備までの市民のうごきや行政の支援等を記載しております。

なお、注釈にもありますが、ここで示す分野別の復興プロセスは被害が甚大な地域を想定したあくまで一例であり、被害の状況や地域の特性によって復興のプロセスは異なると記載しております。

46 ページをご覧ください。ここからが具体的な復興プロセスとなります。

市街地の復興プロセスでございます。

すべて説明すると時間がかかりますので、一連の流れとひとつの項目を取り上げて、

表の見方を説明します。

まず、緊急対応期から応急復旧期にかけての項目ですが、被害確認の後、復興方針の策定、復興地区区分の指定と続き、復興重点地区については、第一次建築制限、その後復興計画策定のための意向調査を経て、復興計画の策定、復興重点地区のうち面的整備等を実施する地域については、第二次建築制限を実施し、復興まちづくり準備会の設置、復興まちづくり協議会の設置、復興まちづくり協議会が実施する意向調査といった流れとなります。

次に表の見方ですが、一番上の被害確認の項目について見てみますと、市民・事業者のうごきとしては、市民は自宅の被害の程度を確認し自主防災会に報告する。事業者は事業所等の被害の程度を確認し、商工会議所等に報告するとしています。

それに対して地域のうごきとして、自主防災会は地域の被害状況を集約しまちづくりセンターへ報告するとしています。また、自主防災会につきましては、地域を巡回し、被害状況の報告がない世帯の被害状況を確認するとしています。

更にそれに対応した行政のうごき・支援策としては、応急危険度判定調査を実施し、余震等に対する住宅の安全性を確認する。さらに自主防災会からの報告を踏まえ、被害が大きかった地域から順に被害調査を実施するとしています。

このように、各項目について、市民・事業者のうごきと地域等のうごき、行政のうごきに対応するよう記載しております。

48、49 ページをご覧ください。

市街地の復興の復興始動期から本格復興期までの項目です。復興まちづくり計画の策定から、街並み等を整備する場合はまちづくりルールの策定、さらに復興事業計画の策定後、基盤等の整備をする場合は、調査・測量・設計を経て、基盤整備や面的整備の開始、その後、復興事業計画の見直しのための意向調査、復興事業計画の見直しとしています。

50、51 ページをご覧ください。

住宅等の復興プロセスでございます。

まず、緊急対応期から応急復旧期までの項目としましては、避難所等への避難から、被害確認、り災証明の発行、仮設住宅等に関する意向調査の実施、半壊以上で修理する場合は応急修理等があり、仮設住宅の整備・確保、そしてこのあたりで授業の再開がありまして、仮設住宅へ入居する場合は、仮設住宅への入居・説明会、仮設住宅への入居が概ね完了しましたら、避難所の閉鎖や被災した教育施設の整備、仮設住宅での生活が落ち着いた頃に、自宅の再建や復興公営住宅等に関する説明会や意向調査を実施するという流れとなります。

各主体のうごきを見ますと、避難所等への避難について、市民・事業者のうごきにつ

きましては、自宅が被災した市民は、市指定の避難所や親戚宅等に避難し、自宅での生活が可能な市民は、自宅での生活を継続する、としています。地域等のごきにつきましては、自主防災会は、施設管理者等と協力して、避難者の受付など、避難所を運営する。避難所へ避難した市民は、避難所の運営に協力する、としています。それに対応した行政のごき・支援策につきましては、行政職員を派遣し、施設管理者と協力して避難所を開設する。行政職員を派遣し、避難所の運営を支援する、としています。

52、53 ページをご覧ください。

住宅等の復興の復興始動期から本格復興期までの項目ですが、復興公営住宅の整備が始まり、併せて自宅の再建、復興公営住宅へ入居する場合は復興公営住宅の入居や説明会、復興公営住宅等への入居が完了した頃に、仮設住宅を撤去するとしています。

なお、表の下段には、り災証明と仮設住宅についての説明を記載しております。

54、55 ページをご覧ください。

医療・福祉・介護の復興プロセスでございます。

緊急対応期から本格復興期までの項目についてですが、被害確認、福祉避難所の設置の後、巡回訪問等を実施し、施設が被災した事業者は応急修理、仮設施設の確保があって、サービスの一部再開、福祉避難所の閉鎖、施設の再建、通常業務の再開、仮設施設の撤去といった項目としています。

なお医療・福祉・介護の復興プロセスについては、市民や地域よりも事業者の動きがメインとなるため、事業者のごきと行政のごき・支援策の2つを示しています。

例えば、福祉避難所の設置については、事業者のごきとして、福祉避難所として協定を結んでいる事業者は、市から開設の依頼があった場合は、行政と連携して福祉避難所を開設・運営するとしています。

それに対して行政のごきとしては、施設の被害状況を確認し、協定を結んでいる施設と連携し、福祉避難所を開設するとしています。

56、57 ページをご覧ください。

商業・工業の復興プロセスについても医療・福祉・介護の復興プロセスと同様に事業者と行政のごきから構成しています。

緊急対応期から本格復興期までの項目についてですが、被害確認の後、仮設店舗等の必要戸数等を把握するための意向調査の実施、施設が被災した事業者は応急修理、仮設店舗等を確保した後、仮営業の開始、雇用の確保、店舗・事業所等の再建、本格営業の再開、仮設店舗・事業所の撤去としています。

上から二つ目の意向調査につきまして、事業者のごきは、事業者は仮設店舗等の必要戸数等を把握するための意向調査に協力する。それに対する行政のごきは、仮設店

舗の必要戸数等を把握するため、意向調査を実施する、としています。

58、59 ページをご覧ください。

最後に農林漁業の復興プロセスでございます。

緊急対応期から本格復興期までの項目についてですが、被害確認の後、農林漁業施設の応急復旧、事業継続意向等を把握するための意向調査、機材等の確保の後、自力再建が困難な事業者については、事業の共同化の検討を始め、自力で再建が可能な事業者は一部操業再開、そして自力再建が困難な事業者の意見がまとめられれば事業の共同化のための事業計画の策定、従事者の確保、農林漁業施設の整備を経て、本格的な操業再開としています。

2項目目の施設の応急復旧を見ますと、事業者のうごきは、事業者は、公共の農林漁業施設の応急復旧業務に協力する、としています。それに対する行政のうごき・支援策は、被害の状況や重要性の高い施設等から、応急復旧業務を実施する、としています。

60 ページをご覧ください。

「5 復興まちづくりへの意識向上の取組」です。(1)復興まちづくりに係る平常時の主な取組として、市民・事業者・地域・行政・中間支援組織の各々の平常時の取組を示しています。

市民につきましては、自主防災活動への参加や防災マップ等を活用し災害リスクを把握するなど、事業者につきましては、BCP計画の策定・周知、地域につきましては、自主防災活動や地区防災会議の実施、行政との協力による復興まちづくり訓練の実施、行政につきましては、本計画の周知や復興まちづくり講座等の実施、中間支援組織につきましては、復興まちづくり訓練の実施支援などとしています。

61 ページをご覧ください。

(2)地域協働の取組として復興まちづくり訓練についての概要や、行政が積極的に支援すること等を記載しています。

62 ページをご覧ください。その他復興まちづくり訓練や災害図上訓練についても記載しております。

最後に(3)行政内の取組として、マニュアルを活用し、行政の動き等を確認するための全庁訓練や訓練の成果等に基づくマニュアルの再整備等を実施する、と記載しております。

ここまでの復興プロセス編の主な修正箇所でございます。

最後に事前都市復興計画の運用につきまして、63ページをご覧ください。

前は復興ビジョン編の最後に記載しておりましたが、計画全体にかかることですので、最後に記載しております。内容は大きくは変更しておりませんが、全庁訓練や復興まちづくり訓練等を実施し、復興まちづくりの早期推進を図ることや復興まちづくり訓練成果についても今後計画に反映する事を追加しております。

ざっぱくではございますが、以上が富士市事前都市復興計画のパブリックコメント案でございます。

よろしく願いいたします。

座長（池田委員）

有難うございます。事務局から説明のありました、「富士市事前都市復興計画パブリックコメント（案）」につきまして、修正点を中心にご説明いただきましたが、何かご質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。

松野委員

富士市まちづくり協議会の条例案を現在検討中ですが、そこでの自助・共助・公助の概念について、手を加えていたかと思しますので、そちらと整合をとる必要があると思います。事前都市復興計画では自助・共助・公助はこういう考え方で、まちづくり協議会の市の条例では違うニュアンスで書かれていると、齟齬を起すと思います。

座長（池田委員）

いかがでしょうか。

都市計画課 道倉上席主事

市民懇話会のほかに庁内の策定委員会を設けていまして、担当課のまちづくり課が入っており、計画の内容について確認をもらっています。再度まちづくり課に確認をして、整合をとりたいと思います。

松野委員

条例案の自助・共助・公助の表現は手を加えたと思います。

都市計画課 野毛主幹

今策定中のまちづくり活動推進条例でしょうか。

松野委員

そうです。委員が不在であったため検討が遅れていましたが、現在はまとめに入っています。自助・共助・公助の部分は確認した方が良いと思います。

座長（池田委員）

では整合がとれるようにしてください。
ほかにいかがでしょうか。

清水委員

50,51 ページの、住宅等の復興プロセスの発災前のところで、最近、人が住んでいない老朽化した空き家・空き店舗、空きアパート等について、放火の懸念や、地震で倒壊して、火災の延焼や道路閉塞により消防車が通行できないなどの問題が発生すると困るので、事前に調査して、撤去すべきものは撤去するといった動きが都市部の方であると聞きました。富士市としてはそのような調査を実施しているのか、行政のうごきの中に空き家について入っていませんが、どうなのでしょう。

座長（池田委員）

いかがでしょうか。

都市計画課 野毛主幹

空き家の対策につきましては、今年度空き家の実態調査を行っているところです。町内会長の方々にもご協力いただき実態の把握に努めております。それから、来年度再来年度の2か年をかけて、空き家対策についての計画づくりを行う予定です。清水委員のおっしゃるとおり、空き家は防災上、防犯上も問題がありますので、この計画の中でどこまで書けるかは検討が必要ですが、できる限りいただいたご意見を反映したいと思います。ただ、現在実態調査を行っているところで、今後の具体的な対策までは結論が出ていない状況ですので、この計画の中でどこまで書けるのかは難しい面もあります。

座長（池田委員）

復興まちづくり訓練の中でも、特に商店街の空き店舗の情報共有をできるような体制を整えておけば、従前にも従後にも使えるのではないかといったご意見も出ておりました。反映できる範囲で計画への反映をお願いしたいと思います。また、議論が進んだ際には、この計画は常に見直しをしていくということですので、見直しする中で盛り込んでいっていただきたいと思います。

松野委員

現在、各町内で町内会長に確認をしてもらうようにしています。市がつかんでいる空

き家の情報について印をつけて、それを確認してもらう形で状況確認を実施しています。その後、情報を市で集めて、再度業者の方で、対応が必要かどうかなどの確認を行う予定となっています。

座長（池田委員）

色々な意味で重要な情報だと思いますので、反映できる範囲では反映しますし、反映できなくても、今後の見直しの中で盛り込んでいければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

私の方から、みなさんが考えている間に2点ほど意見させていただきます。46,47ページで、「復興重点地区」とか、「復興重点地区の一部」とか、そのあとでは「まちづくりルール」の策定とか、「復興事業計画」とかが出てきます。色々な場合分けが出てくるということは、どこかで場合分けを決めているということなので、「復興方針の策定」か「復興計画の策定」の方針の決定の中で、例えば修復型なのか、基盤整備を伴う整備を行っていくのか、地区計画等のルール作りを行っていくのかなど、何の方針を決定するのかの説明を入れておくと良いと思いました。

それから、48,49ページの「復興まちづくり計画の策定」の中で、住宅とか医療・福祉とか商工業とかの復興計画との整合性を図っていく、といった文言を入れた方が良いと思います。この状態ではバラバラに感じるように感じます。

また、50,51ページの住宅の復興に関してですが、学校教育の項目が入っていることに唐突感があります。これが入ると「住宅等の復興プロセス」の題名と少し合わないように感じます。学校の項目が住宅と切り離せないのここに入れるということであれば、たとえば避難所は学校が使用されることが多いと思いますので、避難所の項目に学校の先生や学校の関与について入ってくるとか、富士市では応急仮設の建設場所として学校用地はないということですので、それは良いですが、体育館を避難所として使用していると授業等に影響すると思いますので、教育のこともここに記載しなければいけないという事であれば分かるような気もしますが、教育と合わせて書いているのか、中途半端な感じが気になりました。

都市計画課 道倉 首席主事

参考とさせていただきます。事務局でも、教育の項目の収めどころについて難しく感じていましたので、検討させていただきます。

座長（池田委員）

それで結構です。ほかはいかがでしょう。

齊藤委員

岩手と宮城と福島震災の1年6ヶ月後の、この計画での復興始動期にあたる時期の住民の復興ニーズについての資料があり、そこでは、住環境や交通網の復旧、教育・医療・介護環境の整備に関する復興ニーズが高いとありました。池田先生がおっしゃられたように、一つの復興ニーズなのかなと思います。ちょうど子育て世代ですので、とても重要なことではないかと感じました。教育の項目を入れるのであれば、住宅等の復興プロセスではなく、医療・福祉・介護の復興プロセスではないかと感じました。

座長（池田委員）

どう括るか、ということですが、生活という観点からすると、そういう括りでも良いように思います。

都市計画課 道倉上席主事

どこかの段階でお出ししているかもしれませんが、一度、医療・福祉・介護の中に収めようとしたこともありました。しかし教育の項目が、住宅との関連の方が強かったため、住宅の方に収めています。住宅の括りで良いのかという点もありますので、もう一度検討してみます。教育だけで一括りとするのは、項目がかなり少なくなってしまうので、どこかの括りの中に収めたいとは思っています。再検討いたします。

座長（池田委員）

今のご意見も参考にしながら、ご検討いただければと思います。
ほかにいかがでしょうか。

渡辺委員

48 ページの中に、「市民・事業者のうごき」で、「市民・事業者は、復興事業計画に係る説明会に参加し、計画の内容や整備時期等を把握する」とあります。この地域での説明会が、夜に開催されることが多く、また1回で終わるので、昼間しか参加できない人は説明を聞けない状況になります。私たちも、まちづくり協議会の中で、安心・安全部会をこれから担当するのですが、格差はあると思うのですが、全地区の防災会議をこれから開催するにあたって、きめ細かくみなさんにわかっていただくためには、1回2回と開催していこうと思っております。復興まちづくり訓練の際にも話が出ましたが、夜に参加できる方はほとんど男性です。昼間にも説明会を開催していただければ、もっと幅広くたくさんの方に知っていただけたと思います。本当に知っていただきたいのなら、そういった機会を市民に与えていただければと思います。よろしく申し上げます。

都市計画課 道倉上席主事

こちらとしましても、説明会は1回だけとは考えておりません。いただいたご意見はごもっともですので、行政の手続き等を定める行動マニュアルの説明会の項目の中で、市民の方々が多く参加できるような回数を開催するなどを定めていきたいと思いをします。

都市計画課 野毛主幹

富士駅北口周辺地区の復興まちづくり訓練につきましては、どうしても商店主の方が多かったため、昼間のご出席が難しいということで、夜の時間帯での設定となりました。

渡辺委員

今回の復興まちづくり訓練だけでなく、防災マップの説明会の時もそうでしたが、地域によっては参加者がとても少ない状況です。それで市民の方に分かっていたか疑問です。防災マップはとても重要なもので、それを見て災害への意識を高めていく、そのきっかけをつくるのは行政の役割ではないかと思っています。市民のみなさんが地域の自主防災会、地域防災指導員との連携を図るときに、意識が希薄であることについて心配しています。また、まちづくり協議会にあたっては、協議会をつくっている役員の方がいらっしゃらない状況です。来年度はもっといなくなると思います。そういった引継ぎなども、しっかりとやっていただかないと、これから地域で活躍しようとする人たちは何がなんだか分からないところから入ることになります。もう少しきめ細かく、担当の方々にやっていただければと思います。

都市計画課 野毛主幹

ご意見としていただきたいと思いをします。

座長（池田委員）

東日本大震災の復興の際にも、行政の説明会はほとんどが夜の開催で、夜の説明会だと参加者のほとんどが男性になってしまう、という状況でした。我々はこの計画でいう中間支援組織の立場で参画しているのですが、我々が昼間にワークショップの形で復興の進捗等についてお知らせする会の開催や、また一方通行ではありますが、一般の方が情報を知らないという状況がありましたので、まちづくりニュースを発行して、全戸配布するといった活動をしてきました。おっしゃられた通り、まちづくりに関しては、情報提供、情報共有、話し合いの場を設けるということが、どれだけやっても足りない、といった状況となりますので、これからの検討の中で是非考えていただければと思います。それを日常の、防災まちづくり等の場でも反映していただければと思います。

も、協力をお願いを書いています。実際の被災した状況下では生活が重要で、優先順位が下がってしまうと思いますので、そのような状況の中で協力していただけるのかなと疑問に思います。事前にできることとしては、こういったことを重点的にやっていただければ良いかと思いました。地籍調査のほかにも、国土調査法の19条で、地籍調査に準ずる民間成果を地籍調査と同等にみるという制度もできています。国土交通省の担当と話しますと、そういったものを有効に活用して欲しいと、盛んに言われていますので、国土調査法の19条5項もPRとして使っていただければ、色々な面で役に立つかと思います。

都市計画課 野毛主幹

国土調査の記述については、検討させていただきます。「市民・事業者のうごき」の中では、行政計画として記載するのは、協力のお願程度に記載となってしまうと思います。また、地籍調査については、確かに事前都市復興計画の中で、復興重点地区の想定をしていますが、どうしても災害が発災してみないと分からない面もあり、そのような考え方で復興地区区分を提示しております。ここが復興重点地区だから優先して地籍調査を実施する、と言うのはなかなか難しいかと思います。現在、地籍調査につきましては、津波浸水想定区域を優先的に実施していますので、そちらがある程度目途がついた段階で、考え方としましては、富士市の都市拠点、復興重点地区にかかるような地区を優先的に進めていくことが必要なのかなと思います。土地の権利関係が複雑な場所もありますので、調査が難航するとは思いますが、担当部門とも話を進めてまいりますので、ご了解願います。

座長（池田委員）

基本的な考え方としては、先ほどご意見があったような、大きな被害が想定されている地域や、拠点で復興の動きで重点となるようなところを優先的にやっていく方針ということでしょうか。

ほかにご意見いかがでしょうか。

日野原委員

61ページですが、県の方から、事前復興をしっかりとやってもらいたいということ、これまで市の方にはよくお話しさせていただいています。復興まちづくり訓練ということで、前回の資料を見て、どの程度までやっていただけるのかなと思っていたのですが、復興まちづくり計画（案）の作成など、実際には被害の状況を見てからとなりますが、事前に作成した計画（案）をベースに進めていただければよいので、地元の方々と連携して早い復興を、まちなかの復興が進みますといろいろなことが動きだしますので、よくできているのではないかなと思います。

先ほど池田先生からもありました、学校の復興につきましては、仮設住宅を校庭に建設することはない、ということです。公共施設についてはまちなか、国の施策ですと、コンパクト+ネットワークということで、まちなかに居住を促していくような流れが出てきている中で、まちなかにも公園とか公共空間があった方が良くはないかと思っているところがあります。もしなければちゃんと確保してください、といったお願いをしようかと思っておりましたが、そういったところもなさそうでしたので、よかったですと思います。

池野委員

前にもお話ししましたが、災害が発生した際の道路啓開、がれきを処分して緊急車両を通すなどの仕事が建設業組合にも入ってくるかと思えます。住宅の応急処置だとか、道路の緊急修繕だとか、中期になると事業所の修繕・改築等もあり、中長期的にやらなければならない仕事だと思えます。そういったところで、市民が困ったときに、建設業組合と富士市は防災協定をつくっていますので、そこでこの地域は誰々さんがすぐに来てくれるとか、そういった窓口を市でつくっていただいて、建設業組合とタイアップしながら応急修理や道路啓開、中期的な建物建設等に対応する窓口の設置について考えていただけたらと思えます。我々も被害を受けた際に飛んでいかなければならないものですから、そういったものを入れていただきたいと思えます。

都市計画課 野毛主幹

非常にありがたいご意見を有難うございます。がれきの処理に関しては、復興プロセスの市街地・住宅・商業工業等、色々な部分に関わってきますので、全てに記載するのか、ポイントとして例えば市街地の復興プロセスの中に記載するのか、もしくは別の箇所に記載するのか、どう対応するのか、今明言できませんので、検討させていただければと思います。

座長（池田委員）

必ずしも復興プロセスの中に入れるとは限りませんし、前段の「復興の体制等」の中で、色々な場面で協力していかなければならないという点で記載できると思えます。ご検討をお願いします。

池野委員

先日、大きな台風がきた際には、富士市から建設業組合に土嚢をつくってほしいと要請がありました。われわれが地域ごとに対応したのですが、そういった窓口がしっかりしていれば、われわれも対応できますので、例えばまちづくりセンター単位で、このまちづくりセンターの地域ではこの業者が、といったものが組合の中ではできておりま

す。

座長（池田委員）

ほかにかがででしょうか。よろしいですか。

本日、みなさまから色々なご意見をいただきましたので、事務局としましては、本日のご意見をふまえて、パブリックコメントに出す計画（案）をとりまとめていただければと思いますので、よろしくお願い致します。

3 報告事項

・富士駅北口周辺地区復興まちづくり訓練の実施結果について

座長（池田委員）

それでは続きまして、報告事項の方をお願い致します。

都市計画課 道倉 首席主事

報告事項でございますが、本日、お手元に「富士駅北口周辺地区復興まちづくり訓練実施記録」というA4冊子と、今後のスケジュールというA41枚のものをお配りしております。こちらについて説明いたします。

まず、富士駅北口周辺地区復興まちづくり訓練としまして、事前都市復興計画の中にも復興まちづくり訓練について記載しておりますけれども、本年度6月から10月にかけて、富士駅北口周辺地区の富士町、富士本町、銀座町の3町内会のかかる地区におきまして、復興まちづくり訓練を実施いたしました。

表紙を1枚めくっていただくと、復興まちづくり訓練の概要を記載しております。

訓練の内容につきましては、第1回が発災後の住宅と商店街を考える、第2回が仮設住宅団地、仮設商店街の計画を考える、第3回が商店街の復興像を考える、第4回も同様のテーマで実施しました。

今回の復興まちづくり訓練の開催にあたりましては、池田先生に訓練の進行や内容の検討など、非常に多くのご協力・ご支援をいただいております。また、建築士会や地域防災指導員会等のみなさまには、アドバイザーという立場でご参加いただきました。さらに、大学のゼミ生にも参加をしていただき、貴重なご意見等をいただいております。

各回の概要につきまして、簡単にご説明させていただき、何か抜けがありましたら、池田先生から補足をいただければと思います。

3 ページをご覧ください。

第1回の復興まちづくり訓練の概要でございます。(3)に次第を載せておりますが、訓練の目的と全体概要、眞山委員の方から、東日本大震災の体験についての講話をいただきました。また、発災後の商店街と住宅を考えるとという意見交換を実施しました。

4 ページからが議事要旨でございます。

眞山委員からの講話につきましては、一部損壊程度の被害の場合は避難所に行くことは申し訳ない気持ちになることや、水が重要であること、情報難民になってしまうことなど、実体験をしていないとわからないことなどをお話いただきました。

その後の意見交換につきましては、そもそも仮設店舗をつくるかどうかということや、店舗の需要として何店舗くらい必要か、またどの用地にするか、ということについて話し合いをしていただきました。

8 ページをご覧ください。

第2回復興まちづくり訓練では、仮設住宅団地の計画を考える、仮設商店街の計画を考える、というグループワークを実施しました。

9 ページをご覧ください。

②③ですが、仮設住宅団地の計画を考えるにつきましては、仮設住宅団地配置や入居者の優先順位等について、仮設商店街については同じく配置や必要店舗等について、模型を使いながら検討をしていただきました。

それをまとめたものが10、11 ページです。AからCの3班に分かれまして、例えば入居者の優先順位につきましては、Aグループでは家が全壊した人、その中でも高齢者・障がい者等を優先とするとか、高齢者だけでなく若者の入居も必要とか、地域に残る人を優先すべきなどといったご意見をいただきました。また配置につきましては、周辺に大きな駐車場があることから、駐車場は必要ないのではないか、コミュニケーションを重視した配置にすべき、などのご意見をいただきました。仮設商店街につきましては、入居店舗の構成については、生活必需品を扱う店舗や、食堂等も必要であるとの意見をいただきました。配置につきましては、2階建て、1階建て等について検討をいただきました。また、要望事項等につきましては、商店街振興組合が中心となって、仮設商店街を運営していく、賑わいをつくるイベントを開催する、協定等を結び、出店した店舗には助成金を出すなど、様々なご意見をいただきました。

18 ページをご覧ください。

第3回復興まちづくり訓練では、商店街の資源や商店街の復興像を考えるとという意見交換をしております。

19 ページの③商店街の資源の確認の中で、富士本町商店街の持つ資源の確認と、復興後の商店街のターゲット層について検討しました。また、④商店街の復興像を考える

では、商店街のコンセプト等についてみなさんにご検討いただきました。

20 ページ以降に結果を載せています。Aグループでは商店街の売りとしまして、JR富士駅前など、また今後売りにしていきたいものとして、富士山が近いことから、富士山の景観を活かす商店街としていきたい、地元の食材であるしらすや富士山の水を活かしていきたいなどの意見がありました。

21 ページの商店街づくりに向けたコンセプトとしましては、駐車場を確保した商店街、富士山を眺望できる商店街、目玉をつくる、安全に利用できる商店街などのご意見をいただきました。

25 ページをご覧ください。

第4回復興まちづくり訓練ですが、第3回からの続きについての検討を実施しました。(3)の次第にあります、商店街の復興まちづくり案の発表と、事前にできることは何かを検討していただきました。

事前にどういったことができるかということについて、30 ページをご覧ください。

Aグループのご意見ですが、事前にできる復興まちづくりにつながることで、例えば、建物に関するルール作りや、地域のまちづくり委員会のようなものをつくっておく、地域住民だけではなかなか難しいので、専門家からのアドバイスなども必要だというご意見もいただいております。こういったご意見は、事前都市復興計画のプロセス編にもつながっていく内容と考えております。

37 ページからは、復興まちづくり訓練ニュースとして、地域の方に回覧と、委員のみなさまにお配りしたものです。こちらはホームページにも掲載しております。このようなものを作成し、地域住民の方々には周知を図りました。

復興まちづくり訓練の内容につきましては、以上でございます。

座長（池田委員）

有難うございました。

今回、復興まちづくり訓練を実施してきましたが、先ほどご意見があったように、ちょっとした提案ができるところまではいかないのが現状です。ただ、こういった議論は重要で色々なご意見をお持ちの方がいるということに気がついたり、この訓練だけでは、若い人や女性の意見が足りないということに気がついたり、そうは言いながらも話し合いの中で、まちづくりに関する面白いアイデアがあったり、それを進めるに当たっての体制についても色々なアイデアをお持ちの方がいらっしやったりしました。終盤になると、まちづくり会社をつくろう、つまり復興を待っていてあんなものが良い、というだけではなくて、災害のない今から突き詰めていく必要があるといったご意見も

ありました。先ほどご意見のありました、空き店舗の情報などについても、みんなで共有できる仕組みをつくって、その中で、日常からまちづくりを考えていこう、といったご意見も出てきました。こういった取組を継続的に実施できると良いという印象を受けました。実際に、このような取組をしている地区としていない地区とで、災害が発生した際に、復興への第一歩が違って来るように感じます。

今の説明に関しまして、ご意見ご質問はありませんか。

・今後のスケジュールについて

都市計画課 道倉上席主事

先に今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

A4 1枚の資料をご用意ください。今後のスケジュールにつきましては、本日が第5回市民懇話会、週明け月曜日には、第7回庁内策定委員会を経まして、12月にはこのパブリックコメント案について議会へ報告をいたします。その後、1月4日から2月4日にかけてパブリックコメントを実施しまして、2月中旬ごろにパブリックコメントへの回答、その後、2月下旬から3月上旬にかけて、最後の市民懇話会を開催したいと考えております。3月上旬に最後の策定委員会を開催しまして、計画を策定するといった流れとなります。よろしくお願いたします。

座長（池田委員）

どうも有難うございました。スケジュールを含めまして、何かご意見ご質問はございますか。

このスケジュールは、本年度で全て終了ということですか。復興まちづくり訓練も本年度で終了ですか。

都市計画課 道倉上席主事

あくまで計画策定のスケジュールですので、復興まちづくり訓練につきましては、引き続き実施していきたいと考えております。

都市計画課 鈴木統括主幹

池田先生、どうも有難うございました。以上で議事は終了となります。

4 閉会

都市計画課 鈴木統括主幹

本日、委員のみなさまからいただきましたご意見につきましては、事務局で検討させていただくほか、庁内の策定委員会で報告させていただき、パブリックコメント案としてまとめていきますので、よろしくお願いいたします。

最後に事務局からの連絡事項です。先程のスケジュールの説明にもありましたが、次回、第6回市民懇話会につきましては、2月下旬から3月上旬頃の開催を予定しております。日程が決まりましたら、改めて文書にて通知させていただきます。ご出席の程、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、富士市事前都市復興計画策定に係る「第5回市民懇話会」を終了いたします。みなさま、大変お疲れ様でした。有難うございました。

以上